



宮 崎 県 公 報

平成22年3月31日 (水曜日) 号外 第 26 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁
○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 1	○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則の 一部を改正する規則…………… (税務課) 11

規 則

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第17号

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則 (昭和39年宮崎県規則第3号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(徴収金の還付又は充当の通知) 第16条 [略] 2 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに前項の通知書によって通知しなければならない。 (1)～(3) [略] (4) 法第73条の2第8項、第73条の27第1項、第73条の27の2第3項、第73条の27の3第4項、第73条の27の4第2項、同条第4項、同条第6項、同条第8項、同条第10項、第73条の27の5第3項、第73条の27の6第2項、第73条の27の7第3項、第73条の27の8第2項若しくは第73条の27の9第2項の規定によって不動産取得税に係る徴収金を還付する場合又は条例第42条の2の規定によって当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合 (5)～(7) [略] 3 [略] (不動産取得税の減額等) 第55条 所長は、 <u>法第73条の2第7項</u> 、第73条の24第1項 (同項第1号に該当する場合に限る。)、同条第2項 (同項第1号に該当する場合に限る。)若しくは第73条の27の2第1項の規定によって減額し、 <u>法第73条の27の3第1項</u> 、第73条の27の4第1項、同条第3項、同条第5項、同条第7項、同条第9項、第73条の27の5第1項、第73条の27の6第1項、第73条の27の7第1項、同条第2項、第73条の27の8第1項若しくは第73条の27の9第1項の規定により免除し、又は <u>法第73条の2第8項</u> 、第73条の27第1項、第73条の27の2第3項、第73条の27の3第4項、第73条の27の4第2項、同条第4項、同条第6項、同条第8項、同条第10項、第73条の27の5第3項、第73条の27の6第2項、第73条の27の7第3項、第73条の27の8第2項若しくは第73条の27の9第2項の規定により還付する場合には、当該不動産の取得者に対し	(徴収金の還付又は充当の通知) 第16条 [略] 2 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに前項の通知書によって通知しなければならない。 (1)～(3) [略] (4) <u>法第73条の2第7項</u> 、第73条の27第1項、第73条の27の2第3項、第73条の27の3第4項、第73条の27の4第2項、同条第4項、同条第6項、同条第8項、同条第10項、 <u>同条第12項</u> 、第73条の27の5第3項、第73条の27の6第2項、第73条の27の7第3項、第73条の27の8第2項若しくは第73条の27の9第2項の規定によって不動産取得税に係る徴収金を還付する場合又は条例第42条の2の規定によって当該還付すべき額を未納の徴収金に充当した場合 (5)～(7) [略] 3 [略] (不動産取得税の減額等) 第55条 所長は、 <u>法第73条の2第6項</u> 、第73条の24第1項 (同項第1号に該当する場合に限る。)、同条第2項 (同項第1号に該当する場合に限る。)若しくは第73条の27の2第1項の規定によって減額し、 <u>法第73条の27の3第1項</u> 、第73条の27の4第1項、同条第3項、同条第5項、同条第7項、同条第9項、 <u>同条第11項</u> 、第73条の27の5第1項、第73条の27の6第1項、第73条の27の7第1項、同条第2項、第73条の27の8第1項若しくは第73条の27の9第1項の規定により免除し、又は <u>法第73条の2第7項</u> 、第73条の27第1項、第73条の27の2第3項、第73条の27の3第4項、第73条の27の4第2項、同条第4項、同条第6項、同条第8項、 <u>同条第10項</u> 、 <u>同条第12項</u> 、第73条の27の5第3項、第73条の27の6第2項、第73条の27の7第3項、第73条の27の8第2項若しくは第73条の27の9第2項の規定により還付する場合には、

、不動産取得税減額（免除・還付）申請書（別記様式第 156号）の提出を求めなければならない。

（身体障害者等の範囲）

第67条 条例第55条第3号に規定する身体障害者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳をいう。以下同じ。）の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有する者

障害の区分	障害の級別
[略]	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	[略]

(2)・(3) [略]

2 [略]

別記様式第5号（その3）中「継続検査後」を削る。

別記様式第7号（その1）を次のように改める。

当該不動産の取得者に対し、不動産取得税減額（免除・還付）申請書（別記様式第 156号）の提出を求めなければならない。

（身体障害者等の範囲）

第67条 条例第55条第3号に規定する身体障害者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳をいう。以下同じ。）の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有する者

障害の区分	障害の級別
[略]	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	[略]
肝臓機能障害	1級から3級までの各級

(2)・(3) [略]

2 [略]

様式第 7 号 (その 1) (第 5 条関係)

納付書 (領収証書) ◎ 納付書 (領収証書)	領収済通知書 ◎ 領収済通知書	納付書 (原符) ◎ 納付書 (原符)	
県税 口座番号 加入者 県税・総務事務所出納員	県税 口座番号 加入者 県税・総務事務所出納員	県税 口座番号 加入者 県税・総務事務所出納員	
納税者住(居)所(所在地)・氏名(名称)			
納付 場所 宮崎県指定金融機関 宮崎県指定代理金融機関 宮崎県収納代理金融機関 県税・総務事務所	上記のとおり領収済につき通知します。 県税・総務事務所 出納員殿	上記のとおり領収済しました。 (この領収証書は、大切に 保存してください。)	
領収証書 上記のとおり領収しまし た。	領収日付印	領収日付印	
納税 簿番号 納付 年度 延滞金額 (法律による金額) 加算金額 合計 納期限 納付の目的	納税 簿番号 納付 年度 延滞金額 加算金額 合計 納期限 納付の目的	納税 簿番号 納付 年度 延滞金額 加算金額 合計 納期限 納付の目的	納税 簿番号 納付 年度 延滞金額 加算金額 合計 納期限 納付の目的

納 税 者 用

別記様式第 8 号 (その 1) を次のように改める。

様式第 8 号 (その 1) (第 5 条関係)

② 納 入 書 (領収証書)

口座番号	加入者	県税・総務事務所出納員
------	-----	-------------

納税者住 (居) 所 (所在地)・氏名 (名称)

収税原簿番号	納貯番号	年度	税	目
		年度	円	税
	税	額		
	延滞金額	(法律による金額)		
	加算金額			
	合 計			
	納 期 限	年 月 日		
	納入の目的			
納付場所	宮崎県指定金融機関 宮崎県指定代理金融機関 宮崎県収納代理金融機関 県税・総務事務所			
領 収 証 書	領収日付印			
上記のとおり領収しました。 (この領収証書は、大切に保存してください。)				

納 税 者 用

③ 領 収 済 通 知 書

県税	口座番号	加入者	県税・総務事務所出納員
----	------	-----	-------------

収税原簿番号	納貯番号	年度	税	目
		年度	円	税
	税	額		
	延滞金額			
	加算金額			
	合 計			
	納 期 限	年 月 日		
	納入の目的			
上記のとおり領収済につき通知します。				
県税・総務事務所 出納員 殿				
取扱い事務所	県税・総務事務所			
取りまとめ店・局	店・郵便局 (郵便番号)			
	領収日付印			

④ 納 付 書 (原 符)

口座番号	加入者	県税・総務事務所出納員
------	-----	-------------

収税原簿番号	納貯番号	年度	税	目
		年度	円	税
	税	額		
	延滞金額			
	加算金額			
	合 計			
	納 期 限	年 月 日		
	納入の目的			
日	領収日付印			
円	円			

別記様式第 142号及び別記様式第 142号の2を次のように改める。

様式第 142号 (第48条関係)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 年 月 日		法人設立(設置)届		法人番号	
		ふりがな 法人名			
		代表者の氏名		印	
殿		所在地	〒 (TEL - -)		
設立年月日	年 月 日	事業年度	月 日から 月 日まで		
資本金の額又は出資金の額	円	事業種目			
資本金等の額	円				
県内の支店等	名称	所在地	設置年月日		
	(主たる支店)	〒	年 月 日		
		〒	年 月 日		
		〒	年 月 日		
事務所を有する都道府県の数		<input type="checkbox"/> 本県のみ <input type="checkbox"/> 2都道府県 <input type="checkbox"/> 3都道府県以上 (本県含む。) (本県含む。)			
申告期限の 延長の有無	県民税	年 月 日から 年 月 日まで	の事業年度から 月		
	事業税	年 月 日から 年 月 日まで	の事業年度から 月		
<input type="checkbox"/> 連結親法人	<input type="checkbox"/> 連結子法人	連結親法人の最初 連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで		
連結子法人の場合	連結承認年月日 年 月 日	連結子法人適用 開始事業年度	年 月 日から 年 月 日まで		
	ふりがな 連結親法人名				
	連結親法人所在地	〒 (TEL - -)			
関与税理士	氏 名				
	事務所所在地	〒 (TEL - -)			
書類の送付先が 本店と異なる場合の 送付先	名 称				
	所在地	〒 (TEL - -)			
個人営業を廃止し、 法人を設立した場合	個人営業者名			廃止した年月日	
	住 所	〒		年 月 日	

関与税理士署名押印

添付書類 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し
定款等の写し

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第 142号の 2 (第48条関係)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>	法 人 異 動 届		法人番号	
年 月 日	ふりがな 法 人 名			
	代表者の氏名		印	
	殿	所 在 地	〒 (TEL - -)	
	新	旧	異動年月日	
法人名			年 月 日	
代表者			年 月 日	
本店所在地	〒	〒	年 月 日	
支店等名称			年 月 日	
支店等所在地	〒	〒	年 月 日	
事業年度	月 日から 月 日まで		月 日から 月 日まで	
資本金の額又は 出資金の額			年 月 日	
資本金等の額			年 月 日	
事業種目			年 月 日	
その他()			年 月 日	
支店等の設置 又は廃止	名称		所在地	設置・廃止年月日
			〒	年 月 日
支店等の廃止(本店転出を含む。)の場合、県内に他の支店等の有無 (有 ・ 無)				
合併	合併 法人	法人名		合併年月日
		所在地	〒 (TEL - -)	
	被合併・被分割法人	法人名		年 月 日
		所在地	〒	
連結納税の 承認等	<input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人		区分	<input type="checkbox"/> 左記の連結法人となった。 <input type="checkbox"/> 左記の連結法人でなくなった。
	上記区分に該当 することとなった 事由		<input type="checkbox"/> 連結納税の承認があった。 <input type="checkbox"/> 完全支配関係を有することとなった。 <input type="checkbox"/> 連結完全支配関係を有しなくなった。(原因:) <input type="checkbox"/> 連結納税の承認の取消処分があった。 <input type="checkbox"/> 連結納税適用の取りやめの承認があった。	
	上記事由が生じた日		年 月 日	
	最初連結親法人事業年度		年 月 日から 年 月 日まで	
	連結子法人適用開始事業年度		年 月 日から 年 月 日まで	
	連結子法人 の場合	連結親法人法人名		
		連結親法人所在地		
解散	清算人氏名			解散年月日
	清算人住所	〒	(TEL - -) 年 月 日	
清算終了	解散年月日	残余財産確定の日	清算終了日	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	

関与税理士署名押印 (TEL) 印

添付書類 登記事項変更の場合は、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し
 登記を要しない事項の変更の場合は、変更の事実を証明できる書類(定款、総会議事録等)
 合併(分割)の場合は、合併(分割)契約書及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し
 連結法人となった場合は、連結納税の承認申請書、出資関係図、グループ一覧等の写し
 連結法人でなくなった場合は、国税庁長官の処分等の写し

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記様式第 144号の 2 を次のように改める。

様式第 144号の 2 (第49条の 2、第53条の 3 関係)

法人 ^{県民税} _{事業税} の申告書提出期限延長の承認等の通知書			
殿		年 月 日	
		県税・総務事務所長 印	
下記の法人に係る県民税・事業税の申告書の提出期限延長の承認等について、下記のとおり通知します。			
法人の 名称		主たる事務所 等の所在地	
事業年度 又は連結 事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	申告書の提出 期 限	年 月 日まで
事 業 税	承 認 等 の 内 容	上記事業年度分から 月間延長	地方税法第72条の25第3項 〃 第72条の25第5項 〃 第72条の28第2項
		年 月 日まで延長	地方税法第72条の25第2項 〃 第72条の25第4項 〃 第72条の25第6項 〃 第72条の25第7項 〃 第72条の25第14項 〃 第72条の28第2項
		上記事業年度分 から 月間に 変更延長承認 の取消し、廃止	地方税法施行令 第24条の4第2項 〃 第24条の4第4項 〃 第24条の4の3第1項
県 民 税	届 出 の 内 容	年 月 日まで 月間延長	法人税法第75条の2第1項 〃 第81条の24第1項
		年 月 日から 月間に 変更延長承認 の取消し、廃止 年 月 日まで	法人税法第75条の2第3項 〃 第75条の2第5項 〃 第81条の24第2項
備 考			

別記様式第 148号の 3 中「(2) 平成21年度」を「(2) 平成21年度及び平成22年度」に、「(3) 平成22年度」を「(3) 平成23年度」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																			
<p>様式第 153号の 2 (第53条の 3 関係)</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>延長を承認した期間</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで</td> <td>月間延長</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr><td>却下 (理由)</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	[略]	<table border="1"> <tr> <td>延長を承認した期間</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで</td> <td>月間延長</td> </tr> </table>	延長を承認した期間	年 月 日から 年 月 日まで	月間延長	却下 (理由)	[略]	<p>様式第 153号の 2 (第53条の 3 関係)</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>承認した申告期限</td> <td>地方税法施行令第24条の3第3項</td> <td>年 月 日から 年 月 日までの事業年度について 年 月 日まで延長</td> </tr> <tr> <td>承認した期間</td> <td>地方税法施行令第24条の4第5項</td> <td>年 月 日から 年 月 日までの事業年度分 月から 月間延長</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr><td>却下 (理由)</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	[略]	<table border="1"> <tr> <td>承認した申告期限</td> <td>地方税法施行令第24条の3第3項</td> <td>年 月 日から 年 月 日までの事業年度について 年 月 日まで延長</td> </tr> <tr> <td>承認した期間</td> <td>地方税法施行令第24条の4第5項</td> <td>年 月 日から 年 月 日までの事業年度分 月から 月間延長</td> </tr> </table>	承認した申告期限	地方税法施行令第24条の3第3項	年 月 日から 年 月 日までの事業年度について 年 月 日まで延長	承認した期間	地方税法施行令第24条の4第5項	年 月 日から 年 月 日までの事業年度分 月から 月間延長	却下 (理由)	[略]
[略]																				
[略]																				
<table border="1"> <tr> <td>延長を承認した期間</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで</td> <td>月間延長</td> </tr> </table>	延長を承認した期間	年 月 日から 年 月 日まで	月間延長																	
延長を承認した期間	年 月 日から 年 月 日まで	月間延長																		
却下 (理由)																				
[略]																				
[略]																				
[略]																				
<table border="1"> <tr> <td>承認した申告期限</td> <td>地方税法施行令第24条の3第3項</td> <td>年 月 日から 年 月 日までの事業年度について 年 月 日まで延長</td> </tr> <tr> <td>承認した期間</td> <td>地方税法施行令第24条の4第5項</td> <td>年 月 日から 年 月 日までの事業年度分 月から 月間延長</td> </tr> </table>	承認した申告期限	地方税法施行令第24条の3第3項	年 月 日から 年 月 日までの事業年度について 年 月 日まで延長	承認した期間	地方税法施行令第24条の4第5項	年 月 日から 年 月 日までの事業年度分 月から 月間延長														
承認した申告期限	地方税法施行令第24条の3第3項	年 月 日から 年 月 日までの事業年度について 年 月 日まで延長																		
承認した期間	地方税法施行令第24条の4第5項	年 月 日から 年 月 日までの事業年度分 月から 月間延長																		
却下 (理由)																				
[略]																				
<p>様式第 153号の 3 (第53条の 3 関係)</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>延長を承認した期間</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで</td> <td>月間延長</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr><td>却下 (理由)</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	[略]	<table border="1"> <tr> <td>延長を承認した期間</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで</td> <td>月間延長</td> </tr> </table>	延長を承認した期間	年 月 日から 年 月 日まで	月間延長	却下 (理由)	[略]	<p>様式第 153号の 3 (第53条の 3 関係)</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>延長を承認した期間</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分 月から 月間延長</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr><td>却下 (理由)</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	[略]	<table border="1"> <tr> <td>延長を承認した期間</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分 月から 月間延長</td> </tr> </table>	延長を承認した期間	年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分 月から 月間延長	却下 (理由)	[略]				
[略]																				
[略]																				
<table border="1"> <tr> <td>延長を承認した期間</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで</td> <td>月間延長</td> </tr> </table>	延長を承認した期間	年 月 日から 年 月 日まで	月間延長																	
延長を承認した期間	年 月 日から 年 月 日まで	月間延長																		
却下 (理由)																				
[略]																				
[略]																				
[略]																				
<table border="1"> <tr> <td>延長を承認した期間</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分 月から 月間延長</td> </tr> </table>	延長を承認した期間	年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分 月から 月間延長																		
延長を承認した期間	年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分 月から 月間延長																			
却下 (理由)																				
[略]																				
<p>様式第 156号 (その 1) (第55条関係)</p> <p style="text-align: center;">不動産取得税減額 (還付) 申請書</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td> <p>地方税法第73条の2第7項 (第8項) の規定に該当しますので、下記の附帯設備に対応する不動産取得税の減額 (還付) をしてください。</p> </td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	<p>地方税法第73条の2第7項 (第8項) の規定に該当しますので、下記の附帯設備に対応する不動産取得税の減額 (還付) をしてください。</p>	[略]	<p>様式第 156号 (その 1) (第55条関係)</p> <p style="text-align: center;">不動産取得税減額 (還付) 申請書</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td> <p>地方税法第73条の2第6項 (第7項) の規定に該当しますので、下記の附帯設備に対応する不動産取得税の減額 (還付) をしてください。</p> </td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	<p>地方税法第73条の2第6項 (第7項) の規定に該当しますので、下記の附帯設備に対応する不動産取得税の減額 (還付) をしてください。</p>	[略]													
[略]																				
<p>地方税法第73条の2第7項 (第8項) の規定に該当しますので、下記の附帯設備に対応する不動産取得税の減額 (還付) をしてください。</p>																				
[略]																				
[略]																				
<p>地方税法第73条の2第6項 (第7項) の規定に該当しますので、下記の附帯設備に対応する不動産取得税の減額 (還付) をしてください。</p>																				
[略]																				
<p>様式第 156号 (その 5) (第55条関係)</p> <p style="text-align: center;">不動産取得税免除 (還付) 申請書</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td> <p>地方税法第73条の27の4第1項・第3項・第5項・第7項・第9項 (第2項・第4項・第6項・第8項・第10項) ・第73条の27の5第1項 (第3項) ・第73条の27の6第1項 (第2項) ・第73条の27の7第$\frac{1}{2}$項 (第3項) の規定に該当しますので、下記のとおり不動産取得税の免除 (還付) をしてください。なお、別紙証明書を添付します。</p> </td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	<p>地方税法第73条の27の4第1項・第3項・第5項・第7項・第9項 (第2項・第4項・第6項・第8項・第10項) ・第73条の27の5第1項 (第3項) ・第73条の27の6第1項 (第2項) ・第73条の27の7第$\frac{1}{2}$項 (第3項) の規定に該当しますので、下記のとおり不動産取得税の免除 (還付) をしてください。なお、別紙証明書を添付します。</p>	[略]	<p>様式第 156号 (その 5) (第55条関係)</p> <p style="text-align: center;">不動産取得税免除 (還付) 申請書</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td> <p>地方税法第73条の27の4第1項・第3項・第5項・第7項・第9項・第11項 (第2項・第4項・第6項・第8項・第10項・第12項) ・第73条の27の5第1項 (第3項) ・第73条の27の6第1項 (第2項) ・第73条の27の7第$\frac{1}{2}$項 (第3項) の規定に該当しますので、下記のとおり不動産取得税の免除 (還付) をしてください。なお、別紙証明書を添付します。</p> </td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	<p>地方税法第73条の27の4第1項・第3項・第5項・第7項・第9項・第11項 (第2項・第4項・第6項・第8項・第10項・第12項) ・第73条の27の5第1項 (第3項) ・第73条の27の6第1項 (第2項) ・第73条の27の7第$\frac{1}{2}$項 (第3項) の規定に該当しますので、下記のとおり不動産取得税の免除 (還付) をしてください。なお、別紙証明書を添付します。</p>	[略]													
[略]																				
<p>地方税法第73条の27の4第1項・第3項・第5項・第7項・第9項 (第2項・第4項・第6項・第8項・第10項) ・第73条の27の5第1項 (第3項) ・第73条の27の6第1項 (第2項) ・第73条の27の7第$\frac{1}{2}$項 (第3項) の規定に該当しますので、下記のとおり不動産取得税の免除 (還付) をしてください。なお、別紙証明書を添付します。</p>																				
[略]																				
[略]																				
<p>地方税法第73条の27の4第1項・第3項・第5項・第7項・第9項・第11項 (第2項・第4項・第6項・第8項・第10項・第12項) ・第73条の27の5第1項 (第3項) ・第73条の27の6第1項 (第2項) ・第73条の27の7第$\frac{1}{2}$項 (第3項) の規定に該当しますので、下記のとおり不動産取得税の免除 (還付) をしてください。なお、別紙証明書を添付します。</p>																				
[略]																				
<p>様式第 160号 (その 4) (第56条関係)</p> <p style="text-align: center;">不動産取得税徴収猶予申告書</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td> <p>下記の不動産は、地方税法第73条の27の4 (第1項・第3項・第5項・第7項・第9項) の規定の適用を受けることとなりますので、当該規定の適用を受ける日までの期間については、下記の不動産の取得に係る不動産取得税は徴収猶予してください。</p> <p>宮崎県税条例第41条の4の規定により、別紙証明書を添えて申告します。</p> </td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	<p>下記の不動産は、地方税法第73条の27の4 (第1項・第3項・第5項・第7項・第9項) の規定の適用を受けることとなりますので、当該規定の適用を受ける日までの期間については、下記の不動産の取得に係る不動産取得税は徴収猶予してください。</p> <p>宮崎県税条例第41条の4の規定により、別紙証明書を添えて申告します。</p>	[略]	<p>様式第 160号 (その 4) (第56条関係)</p> <p style="text-align: center;">不動産取得税徴収猶予申告書</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td> <p>下記の不動産は、地方税法第73条の27の4 (第1項・第3項・第5項・第7項・第9項・第11項) の規定の適用を受けることとなりますので、当該規定の適用を受ける日までの期間については、下記の不動産の取得に係る不動産取得税は徴収猶予してください。</p> <p>宮崎県税条例第41条の4の規定により、別紙証明書を添えて申告します。</p> </td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	<p>下記の不動産は、地方税法第73条の27の4 (第1項・第3項・第5項・第7項・第9項・第11項) の規定の適用を受けることとなりますので、当該規定の適用を受ける日までの期間については、下記の不動産の取得に係る不動産取得税は徴収猶予してください。</p> <p>宮崎県税条例第41条の4の規定により、別紙証明書を添えて申告します。</p>	[略]													
[略]																				
<p>下記の不動産は、地方税法第73条の27の4 (第1項・第3項・第5項・第7項・第9項) の規定の適用を受けることとなりますので、当該規定の適用を受ける日までの期間については、下記の不動産の取得に係る不動産取得税は徴収猶予してください。</p> <p>宮崎県税条例第41条の4の規定により、別紙証明書を添えて申告します。</p>																				
[略]																				
[略]																				
<p>下記の不動産は、地方税法第73条の27の4 (第1項・第3項・第5項・第7項・第9項・第11項) の規定の適用を受けることとなりますので、当該規定の適用を受ける日までの期間については、下記の不動産の取得に係る不動産取得税は徴収猶予してください。</p> <p>宮崎県税条例第41条の4の規定により、別紙証明書を添えて申告します。</p>																				
[略]																				
<p>様式第 160号 (その 6) (第56条関係)</p>	<p>様式第 160号 (その 6) (第56条関係)</p>																			

不動産取得税徴収猶予申告書

[略]	
<p>下記の土地は、農地法第3条第2項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業の実施により取得したもので、取得の日から5年以内に当該事業の実施により売り渡し、又は交換するものです。したがって、地方税法第73条の27の6第1項の規定の適用を受けることとなりますので、当該規定の適用を受ける日までの期間については、下記の土地の取得に係る不動産取得税の徴収を猶予してください。</p> <p>宮崎県税条例第41条の6の規定により、別紙証明書を添えて申告します。</p>	
[略]	
売り渡し、又は交換する予定年月日	[略]
[略]	

様式第 160号 (その9) (第56条関係)

不動産取得税徴収猶予申告書

[略]	
<p>下記の土地は、組合員、社員又は株主となる資格を有する者から現物出資を受け取得したもので、取得の日から5年以内に農地法第2条第7項第1号に規定する農業の用に供するものです。したがって、地方税法第73条の27の9第1項の規定の適用を受けることとなりますので、当該規定の適用を受けるまでの期間については、下記の土地に係る不動産取得税は徴収猶予してください。</p> <p>宮崎県税条例第41条の9の規定により、別紙証明書を添えて申告します。</p>	
[略]	

別記様式第 167号の2を次のように改める。

不動産取得税徴収猶予申告書

[略]	
<p>下記の土地は、農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業の実施により取得したもので、取得の日から5年以内に当該事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は同項第3号に掲げる事業の実施により現物出資するものです。したがって、地方税法第73条の27の6第1項の規定の適用を受けることとなりますので、当該規定の適用を受ける日までの期間については、下記の土地の取得に係る不動産取得税の徴収を猶予してください。</p> <p>宮崎県税条例第41条の6の規定により、別紙証明書を添えて申告します。</p>	
[略]	
売り渡し、若しくは交換し、又は現物出資する予定年月日	[略]
[略]	

様式第 160号 (その9) (第56条関係)

不動産取得税徴収猶予申告書

[略]	
<p>下記の土地は、組合員、社員又は株主となる資格を有する者から現物出資を受け取得したもので、取得の日から5年以内に農地法第2条第3項第1号に規定する農業の用に供するものです。したがって、地方税法第73条の27の9第1項の規定の適用を受けることとなりますので、当該規定の適用を受けるまでの期間については、下記の土地に係る不動産取得税は徴収猶予してください。</p> <p>宮崎県税条例第41条の9の規定により、別紙証明書を添えて申告します。</p>	
[略]	

様式第 167号の 2 （第62条関係）

特別徴収義務者確認欄	
担当者名	確認年月日
ゴルフ場利用税の非課税申請書	
(特別徴収義務者)	
..... 殿	
宮崎県税条例第 45条の 2 の規定により、ゴルフ場利用税の非課税について下記のとおり申請します。	
利用するゴルフ場の名称及び所在地	
利用年月日	年 月 日
会員・非会員の別	<input type="checkbox"/> 会員（メンバー） <input type="checkbox"/> 非会員（ビジター等）
該当する番号に○を付け、書類の種類にチェックをしてください。	
非課税利用の区分	提出（提示）する証明書類の種類
1 年齢18歳未満の者による利用 （地方税法第75条の2第1号）	<利用日における年齢等が確認できる書類（提示）> <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他（ ）
2 年齢70歳以上の者による利用 （地方税法第75条の2第2号）	<利用日における年齢等が確認できる書類（提示）> <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他（ ）
3 障害者による利用 （地方税法第75条の2第3号）	<障害者であることを証明する書類（提示）> <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者福祉手帳 <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> その他（ ）
4 国民体育大会のゴルフ競技への参加選手の利用 （地方税法第75条の3第1号）	○知事又は教育委員会が発行する証明書（提出）
5 学生、生徒及び引率する教員の利用 （地方税法第75条の3第2号）	○学長又は校長が発行する証明書（提出）
年 月 日	
申請者 住 所 _____ 氏 名 _____ 性 別 男 ・ 女 _____ 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日生（満 歳）	

- 備考 1 この申請書は、ゴルフ場を利用する日に提出してください。
- 2 非課税利用の区分1～3に該当する場合は、非課税利用の該当者であることを証明する書類をゴルフ場に提示してください。
- 3 非課税利用の区分4・5に該当する場合は、非課税利用に該当することを証明する書類を併せてゴルフ場に提出してください。
- 4 証明する書類の提示や提出等がない場合には、非課税の適用が受けられないので注意してください。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第196号(第84条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 自動車税納税証明書 (継続検査用) [略] </div> 注 意 (1) 自動車の継続検査後自動車検査証の返付を受ける際に、この証明書が必要です。 (2)・(3) [略]	様式第196号(第84条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 自動車税納税証明書 (車検用) [略] </div> 注 意 (1) 自動車検査証の返付を受ける際に、この証明書が必要です。 (2)・(3) [略]

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
(自動車取得税に係る経過措置)
- この規則による改正後の宮崎県税条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第67条の規定は、平成22年4月1日以後の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
(自動車税に係る経過措置)
- 改正後の規則第67条の規定は、平成22年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成21年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
(用紙に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第18号

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則(平成21年宮崎県規則第4号)の一部を次のように改正する。

宮崎県税条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第3号)第68条の改正規定を次のように改める。

改正前	改正後
(自動車取得税の減免) 第68条 条例第55条第1号から第3号までに掲げる自動車の取得に対する自動車取得税の減免については、当該自動車取得税の税額の全部を免除するものとする。 2～5 [略]	(自動車取得税の減免) 第68条 条例第55条第1号から第3号までに掲げる自動車の取得に対する自動車取得税の減免については、当該自動車取得税の税額の全部を免除するものとする。 <u>ただし、条例第55条第3号の規定による自動車取得税の減免については、250万円に身体障害者等が運転するため又は身体障害者等が利用するための当該自動車に係る特別の仕様による製造又は装置の変更に必要な額を加算した額に、法第119条又は法附則第12条の2の3から第12条の2の5までの規定を適用して算出した額を上限として減免する。</u> 2～5 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

